

新型コロナウイルスに対する対応に係り、取組日程やコロナウイルスに係るいじめの防止についても、「新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止等の徹底について（令和2年4月16日通知）」に基づき、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩むことがないように対応していくことに留意する。

伊達市立伊達小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

本校では、家庭、地域社会、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対応するため、いじめ防止基本方針を定める。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

（伊達市いじめ防止基本方針より）

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市または学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていな

いかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校におけるいじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切です。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

2 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければなりません。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、子供の成長の過程にいじめは必ず起こりうるという意識をもち、一人一人の子供の様子や心の状態を見取り、丁寧に対応していく。

いじめ防止においては、保護者や地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について、懇談会やお便り、ホームページでの啓発を通して理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

3 いじめ防止の取組

- (1) 目標 児童が安心して登校して、学校生活を送ることができる学校づくりを行う。
- (2) 指標 ①いじめアンケートの「いじめはどんなことがあっても許されない」と回答する児童 100%を目指す。
②いじめ事案の未然防止と、事案解消率 100%を目指す。

4 いじめ未然防止の取組

【児童及び保護者への説明】

- ・策定した学校いじめ防止基本方針について、以下の手段で児童及び保護者へ説明を行う。
- ・いじめの相談窓口についての周知
- ・学校ホームページへの掲載
- ・入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関に説明

【取組の評価及び見直し】

方針に基づいた取組について、取組指標に基づき、学校評価の評価項目に位置付け、改善を図る。

【教職員の研修】

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 授業改善による学力向上

- ①全教師による習得・活用・探求の学習過程を踏まえた授業改善（アクティブ・ラーニングの重視）の推進
- ②児童個々の習熟度に応じた学習意欲を高める指導体制の確立
- ③全教師による校内授業交流の実施と、成果・課題の指導計画への反映
- ④全教師の、児童による授業評価アンケート実施と指導への反映
- ⑤全校統一した学習用具や学習規律、宿題、自主学习、朝読書の取組徹底
- ⑥言語活動を位置付けた指導過程

(2) 道徳教育の充実

- ①家庭との連携をねらいとした、道徳授業の全学級公開（参観日等）
- ②「考え・議論する」道徳科への転換を図る
- ③学級単位での道徳性の実態把握と、それに基づく年間指導計画の作成
- ④道徳的な実践の場面となる特別活動や生徒指導の充実
- ⑤各教科との関連を図った道徳科の指導

(3) 特別活動の充実

- ①ねらいを意識した特別活動の実践強化
- ②学級活動の充実
- ③児童の主体的活動を通して「いじめは絶対に許さない」とする学校風土を高める。

(4) 生徒指導の充実

- ①教師と子供の人間的な触れ合いを通して児童理解の深化を図る。
- ②教育相談力の向上と、同一步調による日常的な生徒指導の推進
- ③自己決定の場を保障するとともに、自己実現を図れる人間関係を構築する。
- ④児童理解を深めるための「ほっと」活用
- ⑤情報機器マナーの啓発と積極的指導

(5) 学級経営の充実

- ①すべての子供が安心して過ごせるための学級規律の徹底
- ②児童一人一人の存在とよさを認め、素質を伸ばしたり、得意なものをもたせ自信をつけさせたりする。
- ③教師自ら手本を示す。

(6) 実感を伴った理解を深める体験活動の充実

- ①地域素材を活用した授業の充実
- ②地域人材を活用した授業の充実
- ③地域ボランティアによる学校の教育活動への積極的な参加

(7) 地域と連携した取組の充実

- ①登校時の挨拶運動の充実
- ②学校運営協議会、各自治会、スクールカウンセラー、スクールガードリーダーとの連携強化

(8) 障がいのある児童生徒や帰国子女、性同一性障がいや性的指向等、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援について配慮を行うとともに、対応についての共通理解を図る。

5 いじめの早期発見の取組

日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(1) 朝・帰りの会や授業中などの観察

- ①健康観察時の声、表情。
- ②授業中の態度 等
- ③言語の変化、全体の様子の変化。

(2) トイレ、靴箱、掲示物等の確認

いじめや自己肯定感低下のサインとなる机や掲示物の落書き、トイレやゴミ箱、下駄箱など確認を随時行う。

(3) いじめ発見シートを用いたいじめの早期発見を行うとともに、保護者にもシートを配付し、子供についての情報を得る。

(4) いじめアンケートの定期的な実施と教育相談

(5) 児童理解ツール「ほっと」等を用いた児童の実態把握及び指導

すべての学校で5・11月に行われているいじめ調査の他に、「ほっと」を用い児童理解の一助とする。また、アンケートや客観結果を基に一人一人の児童と共感的に話をして、思いをくみ取る。

(6) 朝の会や帰りの会、学年部会、子供支援委員会、職員会議等を活用した児童にかかわる情報交換

(7) インターネットトラブル指導や携帯電話に関する講習会開催

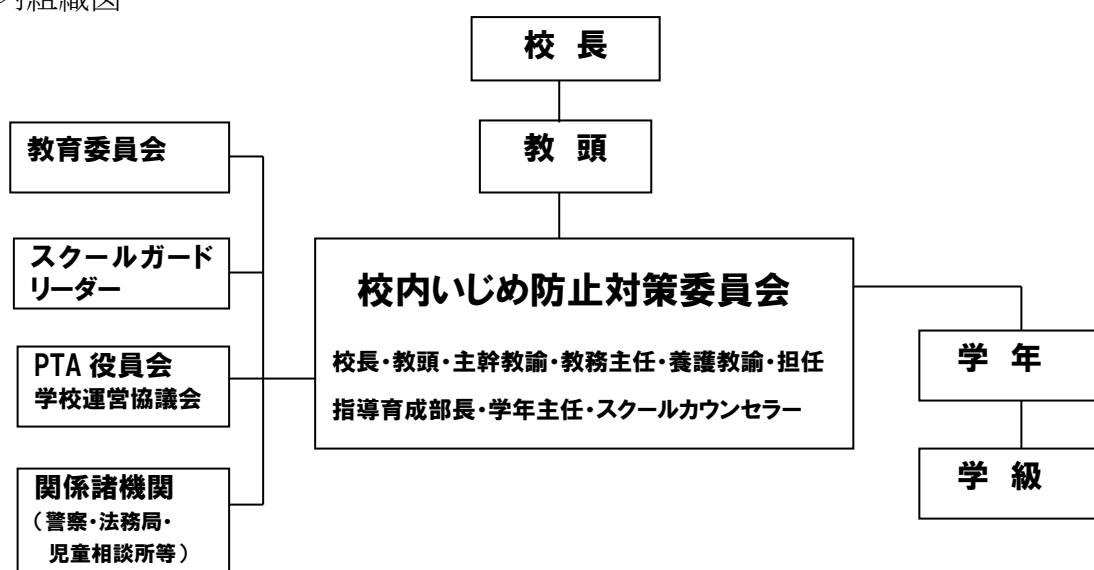
(8) 保護者や地域、関係機関との連携

- ①児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図れるように努める。
- ②家庭訪問や個人懇談、電話相談等での相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。
- ③地域や警察、民生・児童委員の方から登下校時や放課後等の情報が入るように日頃より連携を深め、課題解決に臨む。

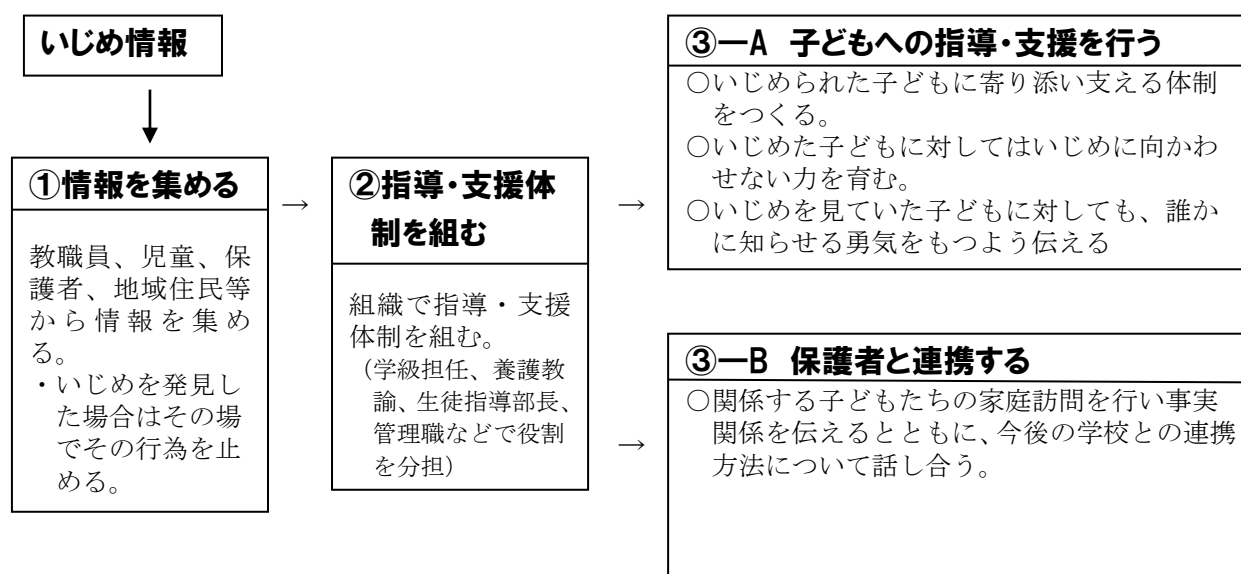
6 いじめに対する措置

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合、いじめ防止対策委員会を招集し、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

校内組織図



対応図



7 重大事態への対処

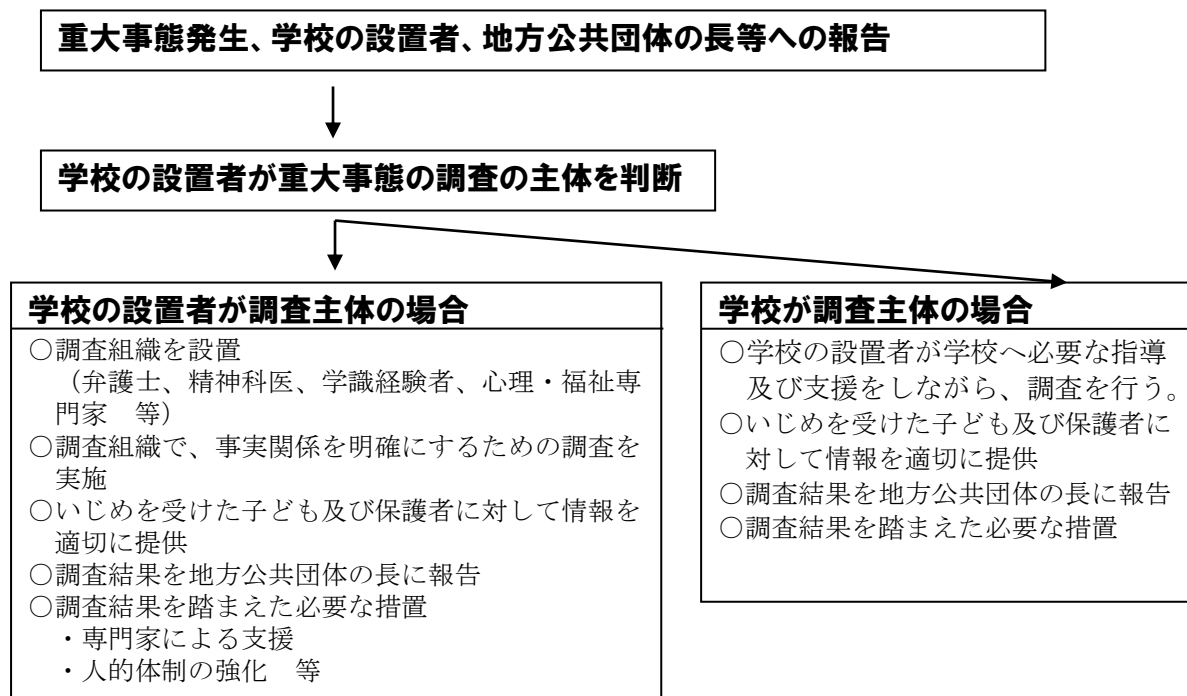
(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日、月7日以上を目安）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。なお、子供の欠席が重大事態の目安である欠席30日になる前から、学年主任及び生徒指導部長、管理職、教育委員会等に相談しつつ、子供たちの事情聴取等に着手する。
- ③児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨、または発生する恐れがある旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を提供する。

対応図



8 いじめ防止対策年間指導計画 (新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画変更)

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	地域・保護者への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての検討 ○ほっと実施 ○ほっとを活用した児童理解 ○学級経営案作成、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○高学年による1年生へのお世話 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談・ホームページ・お便り・学校案内】 ○第1回学校運営協議会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート実施① 教育相談 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談による情報交換
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回いじめ防止対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会による取組(生活委員、思いやり委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての経過報告・啓発(お便り・ホームページ)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートを活用した児童理解 ○いじめアンケート、ほっとの考察 ○いじめネットトラブルメッセージコンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童集会(運動会の延期に伴い、延期予定) 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童による授業評価① ○KPT(学級経営案)改善 ○改善学級経営案実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○生活リズムチェックシートを活用しての夏季休業後の児童観察 ○いじめ対策についての経過報告・啓発(お便り・ホームページ)
9月			<ul style="list-style-type: none"> ○第2回学校運営協議会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ほっと実施 ○ほっとを活用した児童理解 ○いじめアンケートの実施② 教育相談 		<ul style="list-style-type: none"> ○個人懇談による情報交換
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケートを活用した児童理解 ○全職員で見ていく児童の交流 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○児童による授業評価② ○KPT(学級経営案)改善 		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての経過報告・啓発(お便り・ホームページ) ○保護者による評価 ○参観後懇談による情報交換
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○KPT(改善学級経営案)実施 		
2月			<ul style="list-style-type: none"> ○参観後懇談による情報交換 ○第3回学校運営協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○次年度への引継 ○取組の評価(学校評価まとめ) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童集会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価結果の公示